

2009年11月2日

「はたらく尊厳」を考える研究会(仮称)のご案内

はたらく尊厳を考える研究会(仮称)
呼びかけ人 奥村 健
富田 一幸

唐突な案内で失礼します。実は、こんなことがありました。大阪のある自治体の現場で、遺失物の財布から3万円が抜き取られ、自治体が内部調査を行ったところ、委託清掃に従事する一人の労働者が自首しました。委託事業所は、被害者に謝罪したところ示談が成立しました。しかし、直後、自治体は指名停止委員会の審議にかけ、この事業者を二ヶ月の指名停止処分に処しました。この時期は、ちょうど次年度からの業者選定の入札時期に遭遇していましたので、この事業者は入札に参加することができなくなりました。事業者は不服の意を表しましたが、不服申し立ての制度はなく、処分は敢行されました。この労働者は謹慎処分となり、そこに働く数十名の労働者は、仕事を失う事態に驚愕しました。

この労働者がホームレス就労支援を経て就職した経緯から、支援団体等に相談が舞い込み、自首と示談という経緯に依拠して、寛大な措置を求めて奔走しましたが、徒労に終わりました。「自首しても、示談でも犯罪は犯罪」「委託労働者といえども公務現場で働く以上、公務員と同等の責任を負って貰う」「好んでホームレスを雇用以上、寛容の余地はない」etc.自治体当局者の答弁は鮮烈なものでした。

私たちは、瞬時に数十名の労働者が仕事を失う自治体の委託業務システムに呆然としました。法理では当然の処分との助言も受けましたが、「道理」を引っ込めることはできませんでした。この事業者を含め、自治体委託現場の事業者は、この数年、知的障害者やホームレスなどの雇用に積極的に取り組んでくれ、最近では「刑余者」支援のネットワークにも参画してくれるようになりました。こうした取り組みは一顧だにされることなく、コンプライアンス(法令遵守)の一言で処せられることを容認することはできませんでした。

そこで、私たちは、「道理」にもとづいて、さまざまな角度から研究し、私たちの就労支援を理論武装したいと考えました。そこで、標記の研究会を発足させることにしました。自由な参加を期待します。

日 時：平成21年11月19日(木) 19:00～

場 所：ヒューマインド(大阪市浪速区久保吉2-2-3)

<http://www.humind.or.jp/>

参加費：無料

連絡先：(株)ナイス(大阪市西成区長橋3-6-33)

TEL：06-6563-1156 FAX：06-6563-1157

E-mail：info@nice.ne.jp